

# 労働者の皆さん、事業主の皆さん 労災保険の二次健康診断等給付をご存じですか？

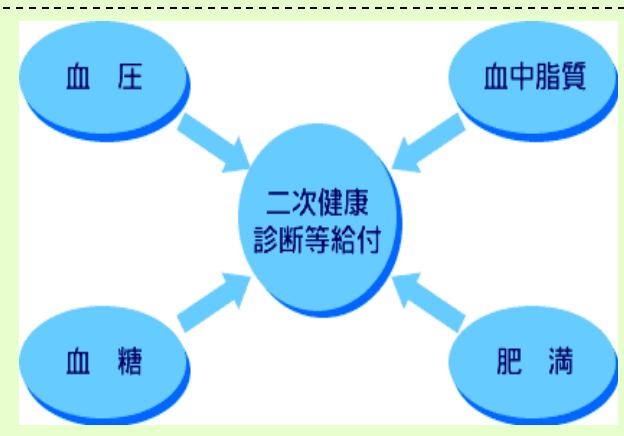
二次健康診断等給付とは、労働安全衛生法に基づいて行われる定期健康診断等において、**脳・心臓疾患に関連する一定の項目**に異常所見がある場合に、無料で精密検査や保健指導が受けられる労災保険給付です。脳・心臓疾患の予防のため、積極的な活用をお願いします。

## 「脳・心臓疾患に関連する一定の項目」とは？

定期健康診断等の結果、次のすべての検査項目について、「異常所見」があると診断された場合に、二次健康診断等給付を受けることができます。

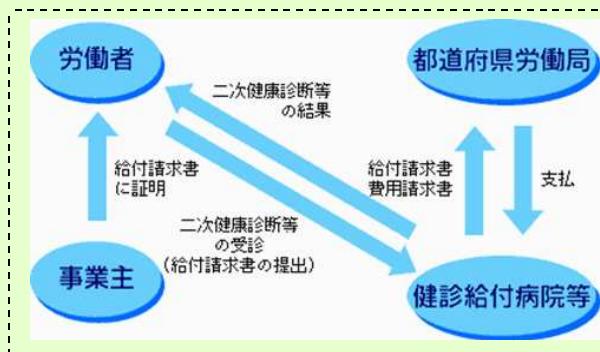
血压検査  
血中脂質検査  
血糖検査  
腹囲の検査またはBMI(肥満度)の測定

～ の検査項目において「異常なし」と診断された項目があっても、事業場に選任されている産業医が、就労環境を総合的に勘案し、異常所見を認めた場合には産業医の意見を優先します。



## 「二次健康診断等給付」を受けることができる医療機関

二次健康診断等給付は、健診給付病院等で受診することができます。宮城県内の健診給付病院等は宮城労働局のホームページに掲載されています。ご確認ください。



### \* \* 健診給付等病院の検索 \* \*

宮城労働局トップページ

二次健康診断等給付医療機関名簿

<http://miyagi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/var/rev0/0095/5316/nijikennsinn.pdf>

## 「二次健康診断等給付」を受けることができない方

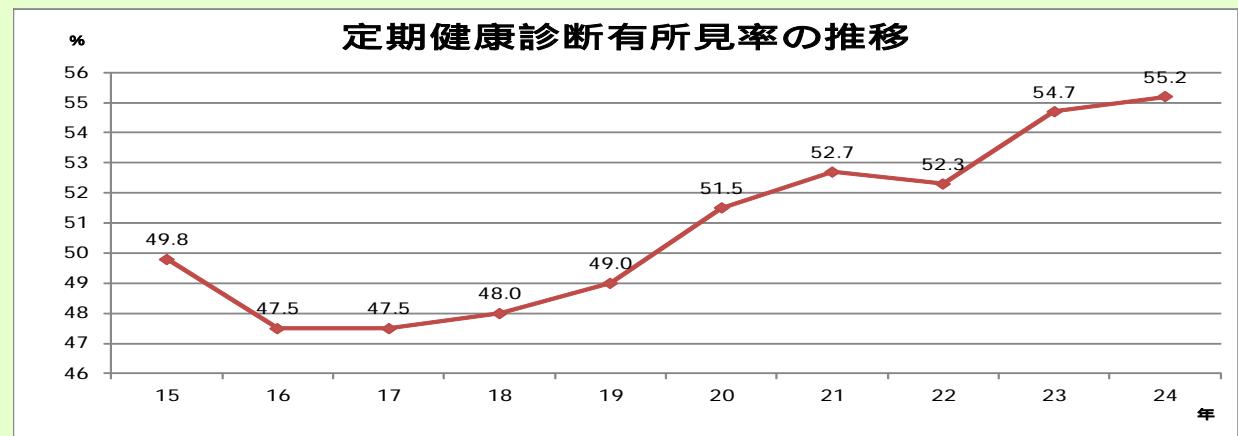
次の方は、二次健康診断等給付を受けることができませんのでご注意ください。

医師により脳・心臓疾患の症状を有すると診断された方  
労災保険の特別加入者

## 脳・心臓疾患と二次健康診断等給付

脳・心臓疾患は、その発症の基礎となる動脈硬化、動脈瘤などの血管病変等が、主に加齢、食生活、生活環境等の日常生活による諸要因や遺伝等による要因により形成され、それが徐々に進行及び増悪して、あるとき突然に発症します。しかし、仕事が特に過重であったために血管病変等が自然経過を超えて著しく増悪し、脳・心臓疾患を発症し、場合によっては、死に至るケースもあり、これらは「過労死」とも呼ばれています。

宮城県内における事業場の定期健康診断結果をみると、受診者に対する有所見率は増加傾向にあります。働く人の健康を守るために、過重労働の防止と健康管理が大切です。二次健康診断等給付は、脳・心臓疾患の発症予防として、健康管理にたいへん役立つ保険給付です。



### 二次健康診断等給付 Q & A

Q 1 定期健康診断を受診してから二次健康診断を受診するまで期間の制限はありますか。

A 1 定期健康診断を受診した日から3ヶ月以内に受診しなければなりません。ただし、次の事情に該当する場合は、3ヶ月を過ぎても認められます。

天災地変により請求を行うことができない場合

医療機関の都合などにより、定期健康診断結果の通知が著しく遅れた場合

Q 2 二次健康診断は1年に何回受けられますか。

A 2 1年度（4月1日から翌年3月31日）内に定期健康診断を2回以上受診しても、二次健康診断給付は1回しか受けすることはできません。

Q 3 所定の検査項目が「異常なし」でも、事業場が選任する産業医が就労環境を総合的に勘案し、異常所見を認めた場合には、産業医の意見を優先することですが、当社では産業医を選任していません。どうすればよいでしょうか。

A 3 産業医を選任していないなくても、小規模事業場（労働者数50人未満の事業場）であれば、事業場とそこで働く人が充実した産業保健サービスを無料で受けられるよう都道府県ごとに地域産業保健センターが設けられています。

地域産業保健センターの利用に当たっては、事前の申込みが必要になります。宮城県内の地域産業保健センターは、宮城労働局ホームページのトップページ「産業保健関係機関名簿」に掲載していますので、こちらにお問い合わせください。

\*詳しくは宮城労働局労働基準部労災補償課（022-299-8843）にお問い合わせください。